

DXボトムアップ推進事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、DXボトムアップ推進事業の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、委託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

2 業務の名称

DXボトムアップ推進事業業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務の背景・目的

コロナ禍を契機に社会環境が大きく変化し、様々な分野においてデジタル化が急速に発展した。そのような中、経済成長の原動力として、デジタル技術を用いたビジネスモデルの変革を目的としたDXが注目され、国を挙げて推進に向けた取組みが進められている。

本市では、こうしたことを背景に、異分野・異業種間の企業や人、技術やデータなどを繋ぎ共創によってDXを実現し、新たな事業の創出による市内企業の付加価値や事業効率の向上を図ることを目的に「DXプラットフォーム（※1）」を構築し、そこから創出された様々なプロジェクトや各種実証事業等を支援してきた。

また、国では、IT導入補助金などの補助金制度による個社支援のほか、「DX支援ガイドンス」を策定するなど、様々なかたちでDX支援に取り組んでいるほか、新潟県では、令和6年度から「にいがた産業創造機構（NICO）」にDXコンシェルジュを新たに配置し、デジタルに関する課題を持つ中小企業に対しての支援を強化している。

しかし、帝国データバンクが令和4年9月に実施したDX推進に関する意識調査によると、県内企業のうちDXの意味を理解している企業は75%にのぼる一方で、DXに取り組んでいる企業は14%に留まっており、全国平均より低い状況となっている。

また、DX推進に向けたビジョンの策定や、戦略・体制の整備などを行っている企業を国が認定する「DX認定制度」の認定状況を見ると、県内企業は令和6年10月時点で22社に留まっており、県内企業のDXが進んでいるとは言えない状況にあることから、市内企業も同様の傾向にあるものと考えられる。

本事業では、これからDXの取り組みを検討または本格化させようとしている企業を対象に、DXに取り組むきっかけとなるセミナーや伴走型プログラムを新たに実施することで、企業のDXの現状を整理し、次のアクションを明確にした上で、市のみならず、国や県等の支援に適切に繋げ、企業がDXに取り組み、持続的に発展していくことを目的とする。

※1 本市と公益財団法人新潟市産業振興財団（以下「IPC財団」という。）が運営する、DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む共創コミュニティ

(参考 URL : <https://www.niigata-dxplatform.jp>)

5 業務の内容

上記目的を達成するため、以下のとおり（１）から（３）の内容を実施する業務を委託する。

なお、本仕様上の以下に記載する、回数、人数については、その下限の程度を示すものであり、これを超えての実施を妨げるものではない。

また、本事業はDXプラットフォームの取り組みの一環として実施するものであることから、本事業に参加する企業等に対してDXプラットフォームへの入会を促すなど、DXプラットフォームの活動に資するものとなるよう努めること。

（１）啓発及び（２）に繋がる基礎的学習を目的としたセミナーの開催

主に市内企業またはDXプラットフォーム会員企業を対象とし、「DXの現状を把握し、今後の方針を検討するためのツール（以下、「診断ツール」という。）」を使用し、これからDXの取り組みを検討または本格化させようとしている企業に対し、DXに取り組むきっかけとなるセミナーを開催する。

セミナーの開催にあたっては、本事業の全体の趣旨、活動内容の紹介等の説明を実施し、（２）に参加する企業の募集に繋がるものとする。

① 対象者 主に市内企業またはDXプラットフォーム会員企業の経営者層及び実務担当者とする。

② 企業数 参加する企業の目標数は累計 50 社以上とする。

③ 内 容 「４ 業務の背景・目的」を踏まえ、適切な診断ツールを用意し、内容を提案すること。詳細については、契約後本市と協議するものとする。なお、参加する企業が実施した診断ツールの結果は、参加する企業に対して、開示するものとする。

④ 手 法 集合形式及びオンライン形式など適切な形式により実施することとし、内容に応じて、より高い効果が得られるよう講演やワークショップなど適切な手法により実施すること。

⑤ 会 場 市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、本市が所管・運営する施設など可能な範囲において、本市は協力するものとする。

⑥ 回 数 1 回以上とする。

⑦ 運 営 受託者において、セミナー実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、参加者の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、参加者への連絡相談等）を行うこと。これに合わせ、本市において、本市関係団体等への案内、本市公式ウェブサイトへの掲載、本市市政記者クラブへの資料提供、市報にいがたへの掲載、市公式 LINE アカウントでの配信など、本市が保有する広報媒体及び手法

での広報も実施するものとする。

(2) 専門家による伴走型プログラムの実施

(1)に参加した企業のうち、プログラムに参加する企業（以下、「プログラム参加企業」という。）に対し、専門家による伴走型のプログラムを実施する。(1)で実施した診断ツールの結果を基にし、プログラムを通して自社の目指す姿やアクションを具体化しながら、市のみならず、国や県等の支援に適切に繋げるものとする。

- ① 対象企業 原則(1)に参加した企業とする。
- ② 企業数 プログラム参加企業10社以上とする。
- ③ 内 容 「4 業務の背景・目的」を踏まえた内容を提案すること。詳細については、契約後本市と協議するものとする。
- ④ 手 法 原則対面形式を基本とし、より高い効果が得られるよう講演やワークショップなど適切な手法により実施すること。
- ⑤ 会 場 市内における交通至便の会場とし、人数及び実施形式に十分に対応できるものとする。会場の選定・確保においては、本市が所管・運営する施設など可能な範囲において、本市は協力するものとする。
- ⑥ 回 数 3回以上とする。
- ⑦ 運 営 受託者において、プログラム実施に係る企画・運営全般（プログラムの作成、講師・会場の手配、設営等）、プログラム参加企業の募集・受付・管理（チラシ等の制作、情報発信、問い合わせ対応、参加者への連絡相談等）を行うこと。
- ⑧ その他 プログラム参加企業の選考にあたり、参加を希望する企業のうち、意欲や企業における実施体制等の状況について、ヒアリングやアンケート等を通じて、受託者が分析を行い、選考を実施するものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。

(3) データ分析の実施

(1)で実施した診断ツールで回収した結果を集計・分析し、市にその結果を提供する。

- ① 報告期限 令和7年8月29日（金）及び令和8年3月13日（金）
- ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定
- ③ 提出方法 本市と協議のうえ決定
- ④ 提出場所 新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

6 成果指標

本事業が求める成果指標は以下のとおり。受託者においては、以下成果指標の達成を目標に、特段に留意して取り組むこと。

No.	成果指標	目標数値
(1)	本事業により「診断ツール」を使用し、自社のD Xの現状を整理し、次のアクションを明確にすることができた企業の数	50 社以上
(2)	本事業により市のみならず、国や県等の支援に適切に繋げることができた企業の数	8 社以上

7 事業実施体制

(1) 実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 言語

本業務に用いる言語は日本語とし、通訳等は介さずに委託者と意思疎通が図れる体制を構築すること。

(4) 業務場所

本業務委託に係る打合せは、原則として本市庁舎内の会議室またはオンライン会議システムにて実施する。

(5) 業務管理

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

8 成果物の納入等

受託者は、本業務完了後には、次のとおり報告資料及び事業報告書を本市に提出すること。

- ① 報告期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）
- ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定
- ③ 提出方法 本市と協議のうえ決定
- ④ 提出場所 新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課
〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

9 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

(2)一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

(3)個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(4) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品について生ずる一切の著作権は、全て市に帰属するものとする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。なお、成果品に受託者が業務で用意する診断ツールは含まない。

(6) 診断ツールの使用に関する許諾

受託者が業務で用意する診断ツールについて、当該診断ツールの使用に関する権利関係（ライセンス、知的財産権、利用許諾等）が必要な場合は、事前に許可を取得するものとする。なお、診断ツール使用に起因して生じた第三者との紛争については、受託者の責任において解決するものとし、市に一切の負担を生じさせないものとする。

(7)その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。
- ・本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用している事業であるため、受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。